

軽井沢町宿泊税条例

（宿泊税）

第1条 国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、並びに来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（納税義務者等）

第2条 宿泊税は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第3条 宿泊税は、次に掲げる宿泊に対しては、これを課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者が、当該学校のエ教育活動又は研究活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該学校の長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
- (2) 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設が主催する行事として宿泊する場合（当該施設の長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設及び同法第39条第1項に規定する保育所並

びに同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育上の必要その他の特別の事情により必要なものとして規則で定める宿泊
（免税点）

第4条 宿泊税は、宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

（税率等）

第5条 宿泊税の税率は、1人1泊につき、次の各号に掲げる宿泊料金の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 6,000円以上1万円未満 150円
(2) 1万円以上10万円未満 200円
(3) 10万円以上 650円

2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

（徴収の方法）

第6条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

（特別徴収義務者）

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要と認める場合には、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊税を徴収しなければならない。

（申告納入）

第8条 特別徴収義務者（特定宿泊施設（宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がない宿泊施設をいう。次条及び第11条第1項において同じ。）の特別徴収義務者を除く。以下この条において同じ。）は、毎月末日までに、前月の初日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき前項の税額が規則で定める金額以

下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより町長が指定した者である場合には、同項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及びその納入金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及びその納入金の納入期限と同一の期限とする。

1 月及び 2 月	3 月
4 月及び 5 月	6 月
7 月及び 8 月	9 月
10月及び11月	12月

3 特別徴収義務者は、その特別徴収すべき宿泊税に係る宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、前2項の規定にかかわらず、その日から1月以内に、その休止しようとする日又は廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税について申告納入しなければならない。

4 町長は、第2項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

（特別徴収義務者としての登録等）

第9条 特別徴収義務者（特定宿泊施設の特別徴収義務者を除く。）は、宿泊施設の経営を開始しようとする日前5日まで（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあつては、同項の指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を町長に申請しなければならない。

2 特定宿泊施設の特別徴収義務者は、当該特定宿泊施設である宿泊施設が特定宿泊施設に該当しなくなったときは、その日から10日以内に、特定宿泊施設に該当しなくなった宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を町長に申請しなければならない。

3 前2項の登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、そ

の代表者の氏名

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 経営開始年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

4 町長は、前項の申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対し、宿泊税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 第4項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

7 第4項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内にその証票を町長に返さなければならない。

8 登録特別徴収義務者（第4項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。次項及び第11項において同じ。）は、第3項各号に掲げる事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を町長に申請しなければならない。

9 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

10 前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

11 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第10条 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務

者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 町長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 町長は、第1項の申請を受理したときは、同項又は前項の規定による措置を採るかどうかについて、当該申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（特別徴収義務者の帳簿記載等の義務）

第11条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第8条第1項から第3項までの規定により納入申告書を提出した日（特定宿泊施設の特別徴収義務者にあつては、同条第1項に規定する納入申告書を提出すべき日）の属する月の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（帳簿等の電磁的記録による保存等）

第12条 特別徴収義務者は、前条第1項に規定する帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該帳

簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項に規定する書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、前条第2項に規定する書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えることができる。この場合において、当該書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第13条 特別徴収義務者は、第11条第1項に規定する帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条及び次条において同じ。）による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、第11条第2項に規定する書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えることができる。
- 3 前条第1項の規定により第11条第1項に規定する帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は前条第2項の規定により第11条第2項に規定する書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該帳簿又は当該書類の全部又は一

部について、規則で定めるところにより、当該帳簿又は当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿又は当該書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（帳簿等の電磁的記録等に対する法令等の規定の適用）

第14条 第12条又は前条に規定する規則に定めるところに従って備付け及び保存が行われている帳簿又は保存が行われている書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令又はこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿又は当該書類とみなす。

（納税管理人）

第15条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、町内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて同日から10日以内に納税管理人承認申請書を町長に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その事由が生じた日から10日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第16条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

（賦課徴収）

第17条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、地方税に関する法令及び軽井沢町町税条例（昭和37年輕井沢町条例第3号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び軽井沢町宿泊税条例（令和7年輕井沢町条例第19号）」と、同条例第3条第2項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び宿泊税」と、同条例第18条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは軽井沢町宿泊税条例」とする。

（賦課徴収の特例）

第18条 宿泊税の賦課徴収は、長野県が法第20条の3第1項ただし書の規定により県宿泊税（長野県宿泊税条例（令和7年長野県条例第23号））に規定する宿泊税をいう。以下この条において同じ。）の賦課徴収を町が処理することとした場合には、県宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

（検証、評価等）

第19条 町長は、毎年度、あらかじめ、宿泊税をもってその経費の財源とする事業（次項において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 町長は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（規則への委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第5項から第7項までの規定のいずれかに違反したとき。
- (2) 第11条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、同項の帳簿を隠匿し、又は同項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかったとき。
- (3) 第11条第2項の規定により作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、同項の書類を隠匿し、又は同項の規定に

違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかったとき。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第22条 第15条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第9条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「宿泊施設の経営を開始しようとする日前5日まで」とあるのは、「附則第3項の規定により宿泊施設の経営を開始するものとみなされた日から5日以内」とする。

(税率の特例)

- 4 施行日から同日以後3年を経過する日までにおける宿泊（同日からその翌日にかけて行われる宿泊を含む。）に係る宿泊税の税率は、第5条第1項の規定にかかわらず、1人1泊につき、次の各号に掲げる宿泊料金の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 6,000円以上1万円未満 100円

(2) 1万円以上10万円未満 150円

(3) 10万円以上 600円

(準備行為)

- 5 特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付は、施行日前においても、第7条第2項並びに第9条第1項、第4項及び第8項の規定の例により行うことができる。

(検討等)

- 6 町長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。
- 7 町長は、前項の検討の結果、必要があると認める場合は、この条例の施行後5年ごとに、所要の措置を講ずるものとする。